

質問に対する回答(令和6年8月5日公表)

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
1	募集要項	1	15	ウエスタ川越とユニクス川越が、指定管理者と民間事業者として連携して取り組んでいる事案をご教示ください。	指定管理者と民間事業者(民間にぎわい施設事業者)は、屋外広場を利用して賑わいを創出するイベントを実施しています。 事例としては、交流広場での農作物販売等です。
2	募集要項	4	15	大型バス等の臨時駐車場とありますが、近年の実績事例があれば、ご教示ください。また、年に何回程度を想定すればよろしいでしょうか。	令和5年度実績は64件/年となっており、主なものは大型車両の単発利用ですが、1団体による毎日6時から9時までの継続利用12件(1件×12ヶ月として計上)も含まれています。 なお、現在の運用は、貸し出しの際に収入する利用料において駐車場の維持管理等をお願いしています。詳細につきましては、指定後に協議の上、別途契約書を取り交わす予定です。
3	募集要項	5	2	夜間利用がない際に閉館(早じまい)することはありますか。	夜間利用がない場合でも閉館(早じまい)することはありません。
4	募集要項	5	2	早めの閉館が可能な場合、現在の早じまいの実績をご教示ください。(年間何日など)	No.3と同じ
5	募集要項	7	9	(2)維持管理業務 4)警備業務 について現在の人員配置数・シフトについてお教えてください。	ご質問の内容は現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控させていただきます。
6	募集要項	10	3	光熱水費について、屋上に設置されている太陽光パネルによって発電される電力の用途についてお教えてください。	用途の制約はありません。なお、余剰が発生した場合は売電する契約となっておりますが、現在は全量を施設内で使用しています。
7	募集要項	12	7	利用者や地域団体等と、現指定管理者が行っている「にぎわいの創出」において、次期も引き続き継続した方がよい取組みはありますでしょうか。	継続を求める取組みはありません。 施設の設置目的に沿った事業を提案してください。
8	募集要項	13	2	キャッシュレス決済の決済方法の指定はございますか。	決済方法の指定はありません。
9	募集要項	14	9	添付資料3「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおり、次期指定管理期間より負担区分基準額を100万円以上から250万円以上に変更したとありますが、変更になった理由をご教示ください。	築年数が経過するにつれて修繕や更新が必要な箇所が増えると見込まれます。基準額を変更することで、複数の小規模修繕をまとめて発注するなど指定管理者による迅速かつ効率的な対応が可能となるよう基準額を変更しました。
10	募集要項	15	8	(4)緊急一時避難施設としての利用 災害時の避難緊急一時避難施設に指定される可能性があるかとありますが、過去5年間の避難所開設実績について開示願います。	現在のところ指定避難所及び指定緊急避難場所には指定されておりませんが、令和元年に発生した台風第19号では市施設部分への自主避難者がいたため、市施設部分にて受入れを行った実績がございます。

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
11	募集要項	19	16	事務所の設置については、設置届が出されている事務所で登記の有無を問わない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項	20	8	確認ですが、ア提出書類につきまして、押印が必要な書類は様式 9「グループ協定書」のみということでしょうか。	様式 9「グループ協定書」についても押印不要です。 グループ間の協定のため、構成団体間でご判断ください。 参考様式に「それぞれ記名押印の上」との文言がありますが、適宜文言を修正してください。
13	募集要項	20	表 5 行	様式 3-2 の誓約書につきまして、様式 4-2 の役員名簿で記載する役員分を個別で提出するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	募集要項	20	表 13 行	提出書類(ス)につきまして、川越市に事業所がない場合は、本社所在地の法人市町村民税を提出してもよろしいでしょうか。	川越市に事業所がない場合は、本社所在地の直近 3 事業年度分の市町村発行の法人市町村税の納税証明書を提出ください。
15	募集要項	22	表 3 行	確認ですが、(テ)二次審査で使用するパワーポイントのデータも申請時に同時に提出するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項	22	表 3 行	二次審査資料に関して、フォントや枚数などの制限があればご教示いただけますでしょうか。 併せて、二次審査資料は、審査員の手元に印刷物として配布されますでしょうか。	フォントや枚数の制限はありませんが、申請時に提出のない資料は使用できません。なお、二次審査資料は、選定委員には印刷物として配布する予定です。
17	募集要項	22	12	イ提出方法(ウ)につきまして、表 5 (ケ)及び(ス)は 2 部とも原本で提出ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	募集要項	22	25	図や表内の文字サイズも 10.5 ポイント以上の制限はありますでしょうか。	可能な限り 10.5 ポイント以上でお願いします。10.5 ポイント未満の箇所があったとしても審査に影響するものではありません。
19	募集要項	24	22	(7)情報公開条例に基づく申請書類の公開 情報公開に関して、提出書類の多くは競争上の優位性を左右する可能性が高いものです。開示に先立ち、情報公開条例の趣旨に則り、応募者に対し意見聴取の場がきちんと与えられますか。	埼玉県情報公開条例及び川越市情報公開条例に則り対応します。 開示請求があった場合、必要に応じて、応募者に対して公開に係る意見照会を行います。 個人情報や法人不利益情報は開示されませんが、各条例に基づき公開が妥当と判断した場合は応募者の意に沿えない可能性があります。

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
20	募集要項	24	22	(7)情報公開条例に基づく申請書類の公開 提出書類に関し、市に対して情報公開(提供)請求があった際には、①応募者に無断で開示される、②一方的に全面開示される、③インターネット等で開示されるなどの可能性はありますか。個人情報や競争上の優位性への配慮はありますか。	川越市情報公開条例に則り対応します。開示請求があった場合、必要に応じて、応募者に対して公開に係る意見照会を行います。 個人情報や法人不利益情報は開示されませんが、各条例に基づき公開が妥当と判断した場合は応募者の意に沿えない可能性があります。
21	募集要項	24	22	(7)情報公開条例に基づく申請書類の公開 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担としますとありますので、著作権は応募者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に示したとおり、応募者に帰属します。
22	募集要項	24	22	(7)情報公開条例に基づく申請書類の公開 指定管理者に選定されなかった場合も、提出した書類は公開の対象になるのでしょうか。 また、公開に当たり、団体に公開内容を事前に問い合わせることなく全面公開、または一部公開となりますか。	情報公開の対象となります。開示請求があった場合、必要に応じて、応募者に対して公開に係る意見照会を行います。 個人情報や法人不利益情報は開示されませんが、各条例に基づき公開が妥当と判断した場合は応募者の意に沿えない可能性があります。
23	募集要項	27	7	(7)選定にあたっての審査方法 接触を避けるため、選定委員を公開していただくか、もしくは属性をご教示ください。	審査の公平性を期すため、選定委員に関する情報について、事前に公開する予定はありません。
24	添付資料 1-2			基本協定書(案) 第31条(管理目標の達成等) 過去(R2年度～R6年度)の管理目標を開示ください。	募集要項、管理運営基準で示している基準を管理目標としています。
25	添付資料 1-2			基本協定書(案) 第31条(管理目標の達成等) 過去(R2年度～R6年度)の提案事業の達成目標を開示願います。	募集要項等で示している市施設の設置目的の達成及び管理運営基準で示している基準の達成が提案事業の達成目標です。
26	添付資料 1-2			基本協定書(案) 第31条(管理目標の達成等) 市が改善指導した事例及び改善指導に基づき指定管理料減額等の措置した事例があれば、ご教示ください。	提案事業の内容、ジャンルの割合、本数、実施時期、収支等について、必要に応じて指導・協議をしています。基本協定書第31条に基づいた指定管理料減額の事例はありません。
27	添付資料2 (管理運営 基準)	6	20	施設の広報業務(P53にも同様の記載あり) 「県及び市は、可能な範囲で広報活動への協力を行う」となっています。 過去の、指定管理者への支援・協力実績について、ご教示ください。	県市が運用するSNSやHPへの掲載のほか、県市施設において指定管理者が作成したチラシの配架などを行っています。

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
28	添付資料 2 (管理運営 基準)	6	20	施設の広報業務(P53 にも同様の記載あり) 「県及び市は、可能な範囲で広報活動への協力を行う」となっています。 県・市発行の広報誌への掲載やチラシ・施設広報誌の折り込み・挟み込みは可能でしょうか、ご教示ください。 可能な場合、その費用負担について、ご教示ください。	県広報誌への掲載は協議のうえ可能です。市広報誌への掲載はできません。チラシ・施設広報誌の折り込み等は県市ともにできません。 広報に係る費用は指定管理者の負担となりますが、県広報誌への掲載、県市が運用するSNSやHPへの掲載、県市施設における配架については費用は発生しません。
29	添付資料 2 (管理運営 基準)	6	20	施設の広報業務(P53 にも同様の記載あり) 「県及び市は、可能な範囲で広報活動への協力を行う」となっています。 前項以外の、市民・県民への配布方法・配布費用をご教示ください。	No.27 以外で県市が協力する広報活動については、指定管理者からの提案をうけ、協議のうえ決定します。広報に係る費用はNo.28 のとおりです。
30	添付資料 2 (管理運営 基準)	11	1	本施設の維持管理業務 指定管理業務の対象となる業務について、詳細仕様書を、開示願います。	指定管理業務の対象となる業務は、ホームページで公開している募集要項や管理運営基準などで示したとおりです。
31	添付資料 2 (管理運営 基準)	11	1	本施設の維持管理業務 その業務が委託されている場合、委託契約金額を、ご教示ください。	費用は現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。
32	添付資料 2 (管理運営 基準)	11	1	本施設の維持管理業務 個別の業務について、添付資料 14 維持管理費算出の考え方の整理に基づき、県と市の按分比率を明示願います。	個別の業務における県市の按分比率は添付資料 14 によります。
33	添付資料 2 (管理運営 基準)	26	12	貸出基準ですが、多目的ホールの利用料金に含まれている舞台人件費は何人分でしょうか。	金額の内訳については、現指定管理者の経営手法が含まれていますので、回答は差し控えさせていただきます。
34	添付資料 2 (管理運営 基準)	26	12	貸出基準ですが、多目的ホールにおいて利用者(主催者)から追加で舞台人件費を請求する場合の基準をご教示ください。	追加で舞台人件費を請求する場合の基準については、現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。
35	添付資料 2 (管理運営 基準)	29 32	15 27	自主事業(県施設) 自主事業として、交流支援施設での産業振興事業及び創業支援施設での創業支援事業の実施が記載されていますが、添付資料 22-1 の実績では、どの事業が、交流支援施設での産業振興事業及び創業支援施設での創業支援事業に該当するか、ご教示ください。加えて、その実施内容について、具体的にご教示ください。	添付資料 22-1 の区分「地域振興・賑わい創出」が交流支援施設での産業振興事業、「産業・創業支援」が創業支援施設での創業支援事業にあたります。 事業の内容は現指定管理者の経営手法が含まれていますので、回答は差し控えさせていただきますが、当該施設のホームページに掲載されている今後のイベント一覧のページを参考にしてください。

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
36	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	インキュベーションマネージャーの業務時間については募集要項にて確認いたしました。複数名のインキュベーションマネージャーでシフト制において対応するという形でよろしいでしょうか。現状何名のインキュベーションマネージャーで業務を行っているか教えてくださいいただけますでしょうか。	ご質問の内容は現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。
37	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	創業支援施設の運営に関して最も課題に感じていることがあれば教えてください。	特段ありませんが、入居者の事業成長につながる運営を期待しています。
38	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	副業で事業を始めるような方の支援は現状ございますか。	現状はありません。
39	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	女性の起業に向けた支援策は現状ございますか。	埼玉県産業振興公社が実施する「女性創業個別相談会」を共催事業として行っています。
40	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	2代目支援、後継者育成支援などの支援策は現状ございますか。	埼玉県事業承継・引き継ぎ支援センターが実施する「事業承継個別相談会」を共催事業として行っています。
41	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	埼玉県として、ウエスタ川越の創業拠点をどのような機能として発信していきたいとお考えですか。	これから創業しようとする方や創業間もない方を対象に、各種支援や場の提供を行うことで、県西部地域の産業の振興を図る拠点として運用しています。
42	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	創業のイベントやセミナーを同施設内の多目的ホール、会議室、交流広場などで行うことは可能でしょうか。また、現状何かそのような施設で実施しているイベントの事例があれば教えてください。	原則可能ですが、事前に県との協議が必要です。 創業支援施設以外で実施した事例はありません。
43	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	ユニクス川越との共同イベント(起業家の出店ブースを設けたマルシェなど)の実現性はあるでしょうか。	原則可能ですが、事前に県との協議が必要です。
44	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	県内、市内の他の創業支援施設との連携が現在ありますか。また今後展開の可能性はありますか。	川越市における創業支援の強化を目的として、現指定管理者、川越商工会議所、川越市、(株)埼玉りそな銀行 川越支店、(株)地域デザインラボさいたま、(株)日本政策金融公庫 川越支店の6者で事業連携協定を締結しています。
45	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	創業と男女共同参画との連携セミナーやイベントなどは現状ございますか。	ありません。

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
46	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	県が主催している「さいたまスマイル ウーマンピッチ」との連携事業として、 女性起業家をターゲットとした WEB 配 信の実績がおありですが、こちらの参 加者数や受講者のコンテストでの勝率 等を教えてください。	募集要項等の内容と直接の関係がない ため、回答を差し控えさせていただきます。
47	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	男性より低いといわれている女性起 業家の比率を上げていく施策につい て、今後何かお考えでしょうか。	昨年度、県においてジェンダー主流化の 視点から検討し、今後は精神面でのサポ ートや仲間づくりの強化、女性支援機関と の連携に取り組むとしています。
48	添付資料 2 (管理運営 基準)	29	27	貸事務所の男女比率、業種比率、直 近 1 年間の稼働率について教えてください。	貸事務所の男女比率、業種比率(内訳) については令和 6 年 6 月末時点のものを回 答します。 【男女比率】 男性 15 人、女性 5 人 【業種比率(内訳)】 士業 6 人、サービス業 5 人、 IT・情報 3 人、卸小売業 2 人 写真撮影販売 1 人、警備業 1 人 人材育成・教育関連 1 人、製造業 1 人 直近 1 年間の稼働率については、追加資 料 1 を参照ください。
49	添付資料 2 (管理運営 基準)	30	17	事務所に入所を希望される場合の書 類選考や面談選考の際は、インキュベ ーションマネージャー等の関与はござ いますか。その他相談業務以外にイン キュベーションマネージャーが行う業務 について具体的に教えてください。	入居者の選考はインキュベーションマネ ージャーも含めて実施します。 業務の内容はホームページで公開してい る募集要項や管理運営基準などで示したと おりです。
50	添付資料 2 (管理運営 基準)	32	24	インキュベーションマネージャーの機 能としては、入居者への個別支援は月 に何回以上、カルテや報告書の発行な ど必須事項はございますか。	創業支援施設における業務はホームペ ージで公開している募集要項や管理運営基 準などで示したとおりです。
51	添付資料 2 (管理運営 基準)	33	8	創業支援・相談業務 「令和 6 年 6 月末現在、貸事務所の 25 室中 20 室に入居」と記載されていま すが、月ベースの入居状況を、令和 4 年度、令和 5 年度について、ご教示く ださい。	No.48 と同じ
52	添付資料 2 (管理運営 基準)	35	16	予約受付・管理システム 「予約受付・管理システムは、指定管 理者で用意すること」となっていますが、 現在はどのようなシステムで運営され ているか、ご教示ください。 また、データの引継ぎは、どのように 行うか、ご教示ください。	現在の予約システムの運用詳細について は、現指定管理者の経営手法によるもの であり、回答は差し控えさせていただきます。 データの引継ぎについては、県市の指導 に基づき必要な情報の引継ぎを行います。

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
53	添付資料 2 (管理運営 基準)	35	16	予約システムは、指定管理者にて用意するとありますが、指定管理料で用意しているのでしょうか。また、指定管理料で用意したものである場合は、引継ぎ可能と考えて宜しいでしょうか。	指定管理者で用意していただきます。現指定管理者が使用するシステムの引継ぎは想定していません。
54	添付資料 2 (管理運営 基準)	46	3	イ 運営組織について、①②③の業務については概ね 10～12 名程度の職員によることを想定、とありますが、④ 舞台技術系についても想定人数をお教えてください。	舞台技術系の人員配置については、舞台設備への習熟度により大きく異なるため回答は控えさせていただきます。施設運営に支障をきたさない体制をご提案ください。
55	添付資料 2 (管理運営 基準)	48	2	大ホール・リハーサル室の利用料金に含まれている舞台人件費は何人分でしょうか。また、利用者(主催者)から追加で舞台人件費を請求する場合の基準をご教示ください。	金額の内訳、追加で舞台人件費を請求する場合の基準については、現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。
56	添付資料 2 (管理運営 基準)	48	6	舞台増員費を利用者に請求する場合は、事前に市に承認が必要でしょうか。	コンベンションサポートの金額を新たに設定する場合に市の承認が必要となります。既に市に承認されたものについて、利用者に請求する場合の承認は不要です。
57	添付資料 2 (管理運営 基準)	54	15	工会員組織(友の会)の設置 現在の友の会、会員数をご教示ください。	現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。
58	添付資料 2 (管理運営 基準)	56	34	交流広場運営業務 添付資料 22-1 で、交流広場での共催事業として、にぎわい創出事業が多数実施されていますが、実施内容の詳細を、ご教示ください。	実施内容の詳細は現指定管理者の経営手法が含まれていますので、回答は差し控えさせていただきますが、当該施設のホームページに掲載されている今後のイベント一覧のページを参考にしてください。
59	添付資料 3			修繕等の費用負担区分 修繕等の費用負担区分が、100 万円未満から 250 万円未満に変更されています。また、添付資料 24 に修繕履歴が開示されています。 費用負担区分変更に伴い、指定管理者の負担となる過去実績は、どうなるのでしょうか、ご教示ください。	添付資料 24(1)指定管理者執行の修繕・工事等に加え、(2) 縣市執行の修繕・工事等において 250 万円未満の修繕・工事等が新たに指定管理者の区分となります。

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
60	添付資料 3			<p>修繕等の費用負担区分 修繕等の費用負担区分が、100 万円未満から 250 万円未満に変更されています。また、添付資料 24 に修繕履歴が開示されています</p> <p>修繕費については、添付資料 25 に修繕予定表がありますが、光熱水費にも増して、指定管理者の予測に拠らない項目であり、次期指定管理期間においては増加が見込まれます。</p> <p>については、応募の公平性に鑑み、年度基準額または上限額を、ご教示ください。もしくは、光熱水費と同様の審査基準として、ご検討ください。</p>	<p>修繕費の上限は設定していません。公開資料を参考に、管理運営基準を満たすよう積算をお願いします。</p> <p>なお、公表資料により積算可能と考えられるため、審査基準の変更は行いません。</p>
61	添付資料 5	1		<p>多目的ホール A・B・C の部屋では、見学の際にスクリーンが無いようにお見受けしましたが、自立式のを別途持ってくるという認識で正しいでしょうか。</p>	<p>多目的ホール A には昇降式のスクリーンが設置されていますが、B・C には備え付けのスクリーンがないため、B・C において運搬可能なスクリーンを一時的に設置するなどの対応が必要となります。</p> <p>なお、県有備品は追加資料 3 を参照ください。</p>
62	添付資料 10(2)	1	26	<p>秘書業務の来客対応や取次、宅急便の受取以外に発生している具体的な業務内容を教えてください。</p>	<p>現指定管理者においては、共用室利用者の調整等も行っていますが、秘書が行う業務として指定するものではありません。</p>
63	添付資料 10(2)	1	36	<p>創業支援セミナーの開催が有料サポートメニューとして記載がありましたが、具体的に年間何回、どのような内容のセミナーを開催されていますか。</p> <p>また、創業支援セミナーの受講対象者は入居者のみでしょうか。広く市民、県民に対して公募しているのでしょうか。</p>	<p>現在、有料で実施しているセミナーはありません。現指定管理者が実施しているセミナーについては、受講対象者を入居者に限るものと、広く募集しているものどちらもありません。</p>
64	添付資料 11-1			<p>利用状況一覧(県施設)多目的ホールについて、多目的ホールは A～D の 4 分割も可能ですが、利用率算出にあたり、例えば A のみが利用されても利用されたとして算定されているのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
65	添付資料 11-1 11-2			<p>利用状況一覧 利用状況一覧が掲載されていますが、同様の分類で、施設別、月別の利用料金収入実績を、ご教示ください。</p>	<p>添付資料 11 で各施設の利用状況を、添付資料 17 で収支状況を公表しています。公表資料から概算値を算出してください。</p>
66	添付資料 14			<p>維持管理経費の積算に必要な下記設備情報をご教示ください。 ①メーカー ②形式 ③台数</p>	<p>機械設備のメーカーは添付資料 26 のとおりです。</p> <p>設備の形式や台数については、現地見学会のほか各種図面等の閲覧期間を設けて公開済です。</p>

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
67	添付資料 14			該当施設全体の電気容量(kva)をご教示ください。	設備の仕様等については、公平を期するため、現地見学会のほか各種図面等の閲覧期間を設けて公開済です。
68	添付資料 14			維持管理の積算に必要な定期清掃の清掃面積と数量をご教示ください。	対象箇所や範囲等は、ホームページで公開している募集要項や管理運営基準などで示したとおりです。 仕様等については、現地見学会のほか各種図面等の閲覧期間を設けて公開済です。 作業回数等は、現指定管理者の運用によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。公開資料を参考に、管理運営基準を満たすよう積算をお願いします。
69	添付資料 15			この備品リストは前回の公募時と同じものだと思いますが、次期指定期間開始前に全て再購入するということでしょうか。それとも利用可能な備品については、引継ぎ利用するということでしょうか。引継ぎ利用する場合は、利用可能な備品リストを開示願います。	引き継ぎ利用を想定している備品はありません。
70	添付資料 17-1			支出科目のその他のその他とは、どのような支出内容でしょうか。	主な項目は各構成企業の本社に係る経費です。
71	添付資料 17-1			キャッシュレス決済手数料は、どの科目に計上していますでしょうか。	事務費<産業支援・人材育成施設>に計上しています。
72	添付資料 17-1			付帯業務委託料・業務委託施設維持管理費 (収入)付帯業務委託料と(支出)業務委託施設維持管理費が、一致しない理由もしくは一致しない算定根拠について、ご教示ください。	光熱水費及び修繕費については、予算額と実績で乖離が発生します。差額が生じた場合、少額であれば返還も補填も行いません。 なお、令和4年度は光熱水費高騰の影響により収入に比して大幅な支出過大となったため、付帯業務委託料の補填を行いました。
73	添付資料 17-1 17-2			収入・支出の科目 収入・支出の科目のうち、「その他」について、具体的内訳項目、および実績値を、ご教示ください。	収入における、「その他」の主な項目は自動販売機、コンベンションサポート、ケータリングサービスなどです。 支出における、「その他」の主な項目は各構成企業の本社に係る経費です。 なお、実績値は、現指定管理者の経営手法が含まれますので、回答は差し控えさせていただきます。
74	添付資料 17-1 17-2			人件費 総括業務・運営業務・維持管理業務・その他に分類されていますが、各々の業務について、具体的業務内容を、ご教示ください。	総括業務は主に施設運営の統括に係る業務です。 運営業務は総合案内、総務経理、舞台技術など運営全般に係る業務です。 維持管理業務は館内の修繕、保守等の維持管理等に係る業務です。

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
75	添付資料 17-1 17-2			人件費 舞台技術業務について、現在は委託 でしょうか直営でしょうか、ご教示くだ さい。	県市ともに直営と委託で運営しています。
76	添付資料 17-1 17-2			人件費 舞台技術業務が直営の場合、運営業 務に計上されていることでよろしいで しょうか、ご教示ください。	お見込のとおりです。
77	添付資料 17-1 17-2			人件費 舞台技術業務が委託の場合、どの科 目に、計上されていますでしょうか、ご 教示ください。	県は人件費<産業支援・人材育成施設>の 運営業務に計上しています。 市は事務費に計上しています。
78	添付資料 17-1 17-2			人件費 舞台技術要員について、利用料金収 入の前提となる基準人員数を、ご教示 ください。	県施設は No.33 と同じです。 市施設は No.54 と同じです。
79	添付資料 17-1 17-2			人件費 設備管理要員については、現在は委 託でしょうか、直営でしょうか、ご教示 ください。 直営の場合、維持管理業務に計上さ れていることでよろしいでしょうか、ご 教示ください。 委託の場合、どの科目に、計上され ていますでしょうか、ご教示ください。	県市ともに直営と委託で運営しています。 県は直営部分は人件費<産業支援・人材 育成施設>の維持管理業務に、委託部分 は維持管理費<産業支援・人材育成施設> の保守点検業務に計上しています。 市は直営部分は維持管理業務に、委託 部分は事務費に計上しています。
80	添付資料 17-1 22-1			開示頂いた資料を見ると、各年度の 事業数や事業費が大きく異なります。 これは当初計画通りではなく、年度ご とに担当課と協議を行い企画・実施す るのでしょうか。	当初計画を原則として、年度ごとに協議 の上決定します。
81	添付資料 17-2			過去3年間の収支状況(市施設)につ いて、清掃業務が令和3年から令和5 年にかけて1.5倍に上昇しております が、コロナの対応によるものでしょ うか。その場合、令和6年も体制は継続 されていますでしょうか。金額上昇の理 由についてお教えてください。	令和3年度は新型コロナの影響により、 施設利用が少なかったため清掃に係る費 用が減少したものです。なお、令和6年 度は5年度の体制を継続しています。

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
82	添付資料 17-2			指定管理料の減少 指定管理料の減少については、「提案事業費の削減等」となっていますが、当初指定管理料、削減された費目および金額を、詳細に開示願います。	提案事業費の削減と、それに伴う関係事務費(人件費、維持管理費、事務費)を当初指定管理料から削減しています。関係事務費の内訳については、現指定管理者の経営手法に関連するため回答は控えさせていただきます。 【令和4年度削減分】 提案事業費 15,496千円(文化芸術振興施設 15,000千円、生涯学習施設 496千円)、関係事務費 12,739千円 【令和5年度削減分】 提案事業費 20,496千円(文化芸術振興施設 20,000千円、生涯学習施設 496千円)、関係事務費 13,024千円
83	添付資料 17-2			提案事業費の削減 R3年度～R5年度では、提案事業費(提案事業に係る指定管理料)が、毎年削減されていますが、どのような場合又はどのような条件で、削減されるのか、ご教示ください。	新型コロナの影響により、指定管理者と協議の上削減したものです。
84	添付資料 17-2			提案事業費の削減 R3年度～R5年度の提案事業費の削減は、基本協定書(案)第31条3項に基づくものと考えてよいか、ご教示ください。	基本協定書(案)第31条第3項に基づくものではありません。新型コロナの影響により、指定管理者と協議の上削減したものです。
85	添付資料 17-2			提案事業費の削減 市民サービスのための重要な事業である提案事業の削減は市民サービスの悪化であり、人件費・維持管理費等支出全体で調整すべきと考えられ、また提案事業の管理目標(収支・本数等)の未達成は、通常は指定管理者が負担すべきリスクと考えますが、市のご見解をご教示ください。	基本協定書(案)第31条第3項のとおり、市の改善措置指導に関わらず収支・本数等の未達成が続いた場合には、指定管理者が負担すべきリスクと考えます。
86	添付資料 17-2			支出科目のその他とは、どのような支出内容でしょうか。また、県施設との按分する必要があるありましたら、その計算式を開示願います。	主な項目は、各構成企業の本社に係る経費です。県施設との按分はありません。
87	添付資料 17-2			キャッシュレス決済手数料は、どの科目に計上していますでしょうか。	事務費に計上しています。
88	添付資料 17-2 22-2			開示頂いた資料を見ると、各年度の事業数や事業費が大きく異なります。これは当初計画通りではなく、年度ごとに担当課と協議を行い企画・実施するのでしょうか。	当初計画を原則として、年度ごとに協議の上決定します。

No.	区分	頁	行	質問内容	回 答
89	添付資料 20			<p>市が想定している文化芸術振興施設を使用して行う事業等</p> <p>指定管理者の提案事業として、具体的なイメージを 6 項目提示されていますが、添付資料 22-2 の実績との整合性が無いと考えられますが、市のご見解を、ご教示ください。</p> <p>また、管理目標(基本協定書(第 31 条))との関係についても、ご見解をご教示ください。</p>	<p>添付資料 22-2 の提案事業実績は、管理目標のもと指定管理者と年度ごとに協議の上、実施したものです。添付資料 20 については、積極的な実施を期待しています。</p>
90	添付資料 22-2			<p>提案事業の実施状況(市施設)</p> <p>「市民活動・生涯学習施設」「男女共同参画推進施設」各々について、各事業ごとに、事業実施内容・実績(実施回数、実施時間数、参加人数)を、ご教示ください。</p>	<p>追加資料 2 を参照ください。</p>
91				<p>添付書類(様式)につきまして、押印が必要な書類はないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、様式 9「グループ協定書」については、グループ間の協定のため、構成団体間でご判断ください。</p>
92				<p>大ホールの天井部が升目に区画され、内部に空間が見受けられますが、こちらの天井はイベント等の実施内容に合わせて上昇下降が出来る装備ですか。</p>	<p>舞台上部は音響反射板を格納しているため稼働しますが、客席上部に稼働可能な装備はありません。</p>
93				<p>大ホール・ホワイエの館内 Bar Counter ですが、厨房内を見ると冷蔵庫や給湯器が設置されていますが、ガス設備が無いように見えますがこちらはすべて IH(電化)のみですか。</p>	<p>厨房内での食品加工等は想定していないため、ガス設備、IH は設置していません。</p>
94				<p>大ホールの客席について、イベントの内容によりサイドの客席の縮小等で通路の拡縮が可能との説明が御座いましたが、どのような状態になるのでしょうか。説明会時はフル客席でしたので、縮小時の画像等がありますか。</p>	<p>仮設花道、オーケストラピットを利用した場合の座席表について、当該施設のホームページで公開していますので、ご確認ください。</p>
95				<p>グランドピアノが数台配置されていますが、こちらの調律は、県または市指定の調律師がいますか。または、こちらの調律や運搬・移動等も指定管理者側の担当業務になりますか。</p>	<p>県市指定の調律師はいません。調律や運搬・移動等については指定管理業務に含まれます。</p>
96				<p>備品のリストを開示ください</p>	<p>県有備品は追加資料 3 を、市有備品は追加資料 4 を参照ください。</p>
97				<p>現在の人員体制について開示ください。</p>	<p>ご質問の内容は現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。施設運営に支障をきたさない体制をご提案ください。</p>

No.	区分	頁	行	質問内容	回答
98				現在加入している保険がありましたら、ご教示ください。	ご質問の内容は現指定管理者の経営手法によるものであり、回答は差し控えさせていただきます。管理運営基準を満たす保険に加入してください。
99				現在設置している自販機の台数を開示願います。また、自動販売機を追加で設定することは可能でしょうか。	<p>指定管理エリアに 17 台、指定管理エリア外に 5 台(県所管:5 台・市所管 0 台)設置しています。なお、指定管理エリアに設置のうち 4 台は市が設置したものであり、行政財産使用許可によるものではありません。</p> <p>指定管理エリアに追加で設置する場合は、県市ごとに行政財産使用許可を受ける必要がありますが、市専有部については指定管理者が追加設置することはできません。</p> <p>また、指定管理エリア外に設置する場合は、県直営部分は所管課(川越比企地域振興センター)の判断になりますが、市直営部分は指定管理者が追加設置することはできません。</p>
100				自販機設置に係る行政財産使用料をご教示ください。	<p>令和 6 年度実績は以下のとおりです。</p> <p>【指定管理エリア】 県:255,666 円 市:208,804 円</p> <p>【指定管理エリア外】 県:235,535 円</p>
101				引継ぐ必要のあるリース物件がございましたら、部物件名と金額(月額)を開示願います。無い場合は、運営上必要のないものと認識して運営を行います。	引き継ぐべき物品はありません。